

2024年12月25日

単組代表者各位

医薬化粧品産業労働組合連合会

会長 松野 泰士

令和7年度薬価改定について

2024年12月25日の中央社会保険医療協議会において「令和7年度薬価改定の骨子」が取りまとめられました。薬粧連合として、「中間年改定の廃止」に関して要望してきたことも踏まえ、本骨子に対する受け止めを共有いたします。

2016年12月の「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」以降、7年連続して薬価が改定されるなどの影響により、「ドラッグラグ・ドラッグロスの拡大」、「後発医薬品の出荷調整などの医薬品の安定供給に関する問題」といった課題が顕在化しています。

一方、私たち医薬品産業で働く者においては、早期退職等の合理化施策や工場の閉鎖・売却等によって年々組合員は減少するなど「雇用環境の不安定さ」が深刻な状況にあり、社会的な課題である賃金引上げにも影響が及ぶなど、魅力ある産業として社会的責任を果たし続けていくことに対する危機感が大きくなっています。

これらのことから、令和7年度の薬価改定に向けて、特に「中間年改定の廃止」に関して下記の通り要望してきました。

中間年改定の廃止を求める

- 社会保障制度の枠内は、まさにコストカット型経済そのもの
- 医薬品は薬価改定によりその調整弁とされてきた
- 求められる医薬品を創り出し、安定的に供給し続ける為にも、人、設備、研究開発への投資が着実にできる環境が必要
- まずはその障害となっている中間年改定の廃止を求める

令和7年度の薬価改定については、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）において、「2025年度薬価改定の在り方について検討する」とされたことに基づき検討が進められてきました。近年、平均乖離率は年々縮小し、また物価も上昇するなど、平成28年の「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」の四大臣合意当時から状況が大きく変化していることや、現役世代等の保険料負担の上昇を踏まえ、これまでの中間年に実施されてきた薬価改定の慣例に固執することなく必要な対応を行うとして検討が進められ、今般、骨子が了承されました。

骨子においては、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、品目ごとの性格に応じて対象範囲を設定することが示され、具体的には、平均乖離率5.2%を基準として、新薬創出等加算対象品目、後発医薬品についてはその1.0倍、新薬創出等加算対象品目以外の新薬はその0.75倍、長期収載品はその0.5倍、その他医薬品はその1.0倍をそれぞれ超える医薬品を改定対象とする、といった結果となりました。

安定供給確保が特に求められる医薬品に対して、「不採算品再算定の実施」や「最低薬価の引き上げ」など一部前向きな改定はあるものの、ドラッグラグ・ドラッグロスの拡大、医薬品の安定供給問題といった、現下の課題を生み出す大きな要因となった毎年の薬価改定自体は実施されることとなりました。更には、新薬創出等加算の累積額を中間年改定時にも控除するなど、従来の中間年の改定では見送られていた対応も実施されることとなりました。産業全体として労使共に「中間年改定の廃止」を訴え続けてきましたが、雇用が失われ、賃上げでも後れを取る中でも懸命に働く現場の声が反映されず、このような結果になってしまったことは非常に残念であり、皆様の期待に応えることができなかったことを重く受け止めています。

今回、このような結果となりましたが、医薬品は人々の健康と生命に関わるものであり、国による規制・ルールによる影響を大きく受ける産業であることから、政策活動が重要であることには変わりはないと認識しています。薬価制度はその根幹であり、抜本の見直しの実現を目指した取り組みは継続する必要があります。また、従来の方針実現に向けた活動に加えて、一般の国民に広く私たちの産業について理解していただき、世論を巻き込む活動も必要であることから、そのために必要な取り組みについても鋭意実施して参ります。

薬粧連合は、社会的責任を果たしていく為にも、引き続き医薬品産業を取り巻く諸課題に対して、産業で働く者の立場から政策を立案するとともに、その実現に向けた取り組みを進めて参ります。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上